

新型コロナウイルス感染が収束するまでの暫定的な試合審判法

大前提

試合者はつばぜり合いを避けること、接触した瞬間の引き技、体当たりからの技は有効である。やむを得ず、つばぜり合いになった後技が出ない場合はお互いの剣先が完全に触れない位置まで速やかに分かる。

・以下の行為は合議の上、反則になる場合がある。

- ① 間合いを切る途中で相手の竹刀を払ったり、押さえたり、巻いたりする。
- ② 間合いを切る途中、竹刀を下げる、開く、逆交差にする。
- ③ 間合いが完全に切れる前に相手の間合いに入り込んだり、打ち込む。
- ④ 自分は下がらずに、相手に下がらせる。
- ⑤ 意図的な時間空費。
- ⑥ 防御姿勢で相手に接近する。

以上のような行為に対して、合議の結果、反則と判断した場合、反則の宣告前に「あなたはこういう行為をしたので反則を取ります」と、その理由を試合者及び周りの者にもわかるような方法（ジェスチャーなどを交える）で明確に知らせる。

・境界線間際においての試合者相互がつばぜり合いから分かれる場合の運用

試合者は場外に出ない事。主審は、試合者がつばぜり合いの解消を目的に場外へ出そうになった場合は、直ちに「やめ」をかける。やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、状況に応じて判断する。また、この現象における「やめ」の宣告は、主審が見逃していると判断した場合、副審の宣告も妨げない事とする。

・接近した状況での掛け声について、主審は試合を中止し「指導」する。その後も繰り返されるようであれば合議の上、「無意識だとしても禁止事項を繰り返し行っていること」に対し反則を適用する。